

湖西市農業委員会議事録（12月）

招 集 年 月 日	令和 4 年 12 月 15 日 (木)											
招 集 の 場 所	防災センター 2 階											
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会		12 月 15 日 (木) 午後 2 時 00 分				議長		内山 吉朗			
	閉 会		12 月 15 日 (木) 午後 3 時 02 分				議長		内山 吉朗			
出席並びに 欠 席 委 員 出席 14 名 (欠席 0 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲ 公 公務欠席	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別
	1	菅沼 純一		○	9	山本 敬博		○				
	2	内山 吉朗		○	10	山本 晴夫		○				
	3	鈴木 真聡		○	11	石田 学		○				
	4	池田 雅美		○	12	柴田 克芳		○				
	5	疋田 晃久		○	13	太田 達男		○				
	6	河邊 勝彦		○	14	外山 雅子		○				
	7	石田 浩章		○								
	8	高須 俊夫		○								
会 議 録 署 名 委 員	3 番		鈴木 真聡				13 番		太田 達男			
職務のため出席 した者の職氏名	局 長 副主任		工藤 崇裕 朝倉 麻貴				次 長		吉田 善行			
会議に付した事件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 48 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 49 号 湖西市農業振興地域整備計画の変更について 4 報告事項 報告第 31 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 32 号 農地法第 4 条届出受理について 報告第 33 号 農地法第 5 条届出受理について 報告第 34 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 5 その他 6 閉 会											
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り											
備 考												

議 事 の 概 要

(令和 4 年 12 月 定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、全員出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長

みなさんこんにちは。大変お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。今日は内容的に審議が多くなりそうだと聞いておりますけれど、時間を有効に使っていただいて審議を進めていきたいと思っております。それでは、ただいまから湖西市農業委員会 12 月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を内山会長にお願いいたします。

議長(会長)

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 3 番の鈴木真聡委員と 13 番の太田達男委員にお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第 46 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 3 件です。

申請番号 33 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 33 番及び図

面の No. 1 です。申請地は、[] から [] に位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [] にお住まいの方で、39097 m²の農地を年間 150 日以上耕作しており常時従事が認められます。権利取得後は、みかんを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、権利取得後の耕作地面積も下限面積以上であるため、許可相当と判断いたしました。石田浩章委員、補足説明をお願いします。

石田委員

12 月 5 日に三浦推進委員と現地確認しました。申請地は [] 北側の畑で現状は申請者が頑張ってみかんを栽培しております。用地取得後もみかんを栽培していく予定です。周辺農地への影響も特にないと思いました。以上です。

事務局

申請番号 34、35 番について一括して説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 34、35 番及び図面の No. 2 です。34 番の賃借人は [] に本社のある法人で下部農地の耕作を行う者です。35 番の区分地上権者は [] に在住の方で太陽光発電設備を設置する者です。今回、営農型太陽光発電設備の更新にあたり、下部農地の耕作権及びパネル部分の区分地上権を設定するため、3 条申請に及んだものです。申請地は、 [] のすぐ北に位置する農用地区域内農地です。審査をしたところ、賃借権については農地法第 3 条第 3 項の各号全てを満たし、かつ全部効率利用要件、下限面積要件、周辺地域との調和要件を満たしていること、また区分地上権については農地法第 3 条第 2 項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5 条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます。

以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 46 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 47 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 8 件です。

申請番号 39 番について説明します。資料は議案書の 4 ページ、番号 39 番、図面の No. 3 です。申請者は、[] に本社を置き、建設業を営む法人でこの度、[] [] 工事を請け負うにあたり、仮設事務所、仮設トイレ、駐車場を設置するための一時転用申請に及んだものです。申請地は、[] から [] のところに位置し、宅地等で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ事業計画は、仮設事務所、仮設トイレ、駐車場のために工事期間と農地への復元期間を合わせて約 8 ヶ月間一時転用する計画であり、転用期間及び転用規模は適当と思われます。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされ、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められます。なお、事業完了後は、土地所有者がみかん、柿の苗木を植える旨の耕作管理計画書が添付されており、以上のことから許可相当と考えます。

石田学委員、補足説明をお願いします。

石田委員

12 月 6 日に石田推進委員と現地確認を行いました。申請地は東側に道路、あとは宅地になっており、現在南側の [] 工事を行っていて、そのための一時転用ということで、周りに与える影響もないと思いますので、問題ないと思います。以上です。

事務局

申請番号 40 番について説明します。資料は議案書の 4 ページ、番号 40 番、図面の No. 4 です。申請者は申請番号 39 番と同じく、[] に本社を置き建設業を営む法人で [] 工事を請け負うにあたり、資材、残土置場を設けるための申請に及んだものです。申請地は、[] から [] のところに位置し、10ha 以上の一団の区域内にある農地であるため第 1 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、第 1 種農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は、資材、残土置場のために工事期間と農地への復元期間を合わせて約 8 ヶ月間一時転用する計画であり、転用期間及び転用

規模は適当と思われます。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされ、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められます。なお、事業完了後は、土地所有者がキャベツを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されており、以上のことから許可相当と考えます。

菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員

先日伊藤推進委員と現地を見てまいりました。[REDACTED]の西側になりまして、荒れているところが多々あるのですが、それがきれいになったらと思っていたところこのような話があつて、39番と同じ事業の[REDACTED]の工事に関する残土置き場ということですが、[REDACTED]号線のカーブの途中なので、畑そのものには問題ないですけど車両等の出入りが心配だなと、余計なお世話ですが思つて帰つてまいりました。まだ周りも荒れているところがありますので、このような使用には問題ないと思います。以上です。

事務局

申請番号41番について説明します。資料は議案書の4ページ、番号41番、図面はNo.5です。申請者は塗装業を営む者で、この度駐車場、資材置場を設けるための申請に及んだものです。申請地は[REDACTED]から[REDACTED]のところに位置し、上下水道が埋設されている道路の沿道で、500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は駐車場5台62.50㎡、資材置場48.99㎡、車路、通路等88.46㎡、見切ブロック71.05㎡を設置することとなっており、配置計画からみて転用面積は適当と思われます。許可後は、雨水は自然浸透させる計画であることから周囲への影響は軽微であると判断しました。また、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。足田晃久委員、補足説明をお願いします。

足田委員

12月12日に荻野推進委員と現地を見てきました。この土地は数か月前に青地から白地に変更するという申請が出て、この定例会でも審議が行われました。今回はそれを転用するという申請です。当時と状況は変わりませんが、北側は旧東海道、東と南側が畑で周囲には問題ないですが、前回にも質問のあった通り、ペンキの流出が心配されますけど詳細な設計を業者が作つて問題ないと思います。以上です。

事務局

申請番号 42 番について説明します。資料は議案書の 5 ページ、番号 42 番、図面の No. 6 です。申請者は[]に本社を置き太陽光発電設備システムの販売、売電を行う法人で、この度太陽光発電設備を設けるための申請に及んだものです。申請地は、[]から[]に位置する農地で、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は、1850 m²の土地に太陽光パネル 1 枚あたり 2.17 m²を 460 枚設置して発電し、発電能力は 150 kW で配置計画からみて転用規模は適当と思われます。雨水は自然浸透させ、周囲にはフェンスを設ける計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、湖西市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドラインに基づく事業概要書の届出が受理されたこと、経済産業省の設備認定を受けていること、中部電力への接続検討も完了していること、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。柴田委員補足説明をお願いします。

柴田委員

12 月 9 日に小原推進委員と現地調査してきました。この土地は元々田んぼだったんですけれど、耕作者が高齢のために作業できなくなって、セイタカアワダチソウも生えたんですけど、しばらく経ってたまたま通りかかった時にきれいに刈られていてなんだろうなと思っていたところ、この申請が来ていました。この場所につきましては、四隅の角が田んぼ、畑になっているものですから、その外側は同じようにセイタカアワダチソウのジャングルになっています。雨水につきましては浸透というかたちになっていまして、この場所が一番低い土地なんですけど、隅を設けて外へ露出しないような対応をされるというところからみて、雨水については問題ないかなということで許可判断いたしました。以上です。

事務局

申請番号 43 番について説明します。資料は議案書の 5 ページ、番号 43 番、図面 No. 7 です。申請者は、[]に本社を置き建設業を営む法人でこの度、[][]工事の残土処分場を設置するための一時転用申請に及んだものです。申請地は、[]から[]のところに

位置し、山林に分断された小集団の農地であるため第2種農地と判断いたしました。審査をしたところ事業計画は、残土処分場のために工事期間と農地への復元期間を合わせて約5ヶ月間一時転用する計画であり、転用期間及び転用規模は適当と思われます。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められます。なお、事業完了後は、砂利や碎石を取り除き、良質な土の埋め戻しにより農地へ復元し、土地所有者がみかんを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されており、以上のことから許可相当と考えます。

石田学委員補足説明をお願いします。

石田委員

これも6日に現地確認を行いました。申請地は西側に畑、あとは周りは山林に囲まれた土地です。申請によりますと、一時的な残土置場ということで、少し窪地になってしまう土地になっており、見たところ下の畑など残土が流出する可能性も低いと考えられますので問題ないと思います。以上です。

事務局

申請番号44番について説明します。資料は議案書の5ページ、番号44番、図面のNo.8です。申請者は[]で貨物運送業、倉庫業を営む法人で、この度、倉庫を建築するための申請に及んだものです。申請地は、[]から[]に位置する農地で、10ha以上の一団の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたしました。審査をしたところ、第1種農地の不許可の例外規定である一般国道の沿道の区域内に設置される流通業務施設であること、事業計画は、併用地を含め合計5993.14㎡に倉庫、駐車場、緑地、通路を設置する計画であり、転用規模は適当と思われます。排水計画は、汚水、雑排水については浄化槽、雨水については敷地内側溝を経て調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地への影響は軽微であると判断いたしました。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。山本委員補足説明をお願いします。

山本委員

この土地は、国道一号線から入ってかなり急な上り坂になっています。東側と南側が山林で、結構小高くて一番南側からこの土地までは数メートルの高さがあります。倉庫と駐車場ということで周りに影響はないと思います。以上です。

事務局

申請番号 45 番について説明します。資料は議案書の 6 ページ、番号 45 番、図面の No.9 です。申請者は[]にお住いの不動産賃貸業を営む個人事業主で、この度、貸駐車場として転用するための申請におよんだものです。申請地は、[]から[]に位置する農地で、鉄道の駅から 300m 以内の農地であるため、第 3 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は 290 m²の土地に普通車 10 台分の貸駐車場を設置する計画であり、配置計画からみても転用面積は適当と思われます。また、申請地は碎石敷きとし、雨水は自然浸透及び既存道路側溝へ排出する予定であるため、周辺農地への影響は軽微であること、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。河邊委員補足説明をお願いします。

河邊委員

12 月 8 日に藤下推進委員と現地確認しました。ここは既に申請地の西側と北側は駐車場になっていて、南側が道路、東側が少し耕作されている畑がありますけれども、駐車場ということで問題ないと思います。以上です。

事務局

申請番号 46 番について説明します。資料は議案書の 6 ページ、番号 46 番、図面は戻りまして No. 2、別添資料 1 です。賃借人は 3 条の番号 35 番と同じものです。今回営農型太陽光による一時転用期間 3 年の賃借権の期限が切れるため、更新のための申請に及んだものです。申請地は 3 条で説明しましたとおり[]のすぐ北に位置する農地です。審査をしたところ農用地区域内農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 275 w、1.627 m²の太陽光パネルを 360 枚設置して発電し、発電能力は 49.5 k w で、申請地 1119 m²のうち支柱部分 3.42 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農状況は榊が 79 株作付されており、まだ収穫までには至っていませんが、榊の樹高は約 150 c m、幅 110 c m となっております。今後も土壌管理を行いながら、消毒・肥料散布、雑草管理を継続し、収穫できるよう営農していく計画に対して、知見者からは問題ない旨意見書が提出されたこと、また用水の受益地であるため湖西用水土地改良区から意見書が提出されたことから、更新について許可相当と考えます。鈴木委員補足説明をお願いします。

鈴木委員 12月8日に佐原推進委員と現地確認してまいりました。許可申請の延長ということで現地を見てまいりましたが、多少下に雑草がある程度で、営農状況は良いとは言えませんが、管理はされていることが見受けられます。周りにフェンスではなくてロープで囲いがしてあって、この前通ったら管理する人が来ておりましたので定期的に管理はされていると思われます。以上です。

事務局 以上で、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。全員の賛成によりまして、議案第47号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第48号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書8ページをご覧ください。

公告予定が12月20日の農用地利用集積計画について説明いたします。

利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計5筆、6254㎡の新規であります。

次に、議案書の9ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が5筆あります。県の農業振興公社が6810㎡の農地を4名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、 に本社を置く に分配を予定するものです。

以上で、農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第48号につきましては、原案どおり承認す

ることとします。

続きまして「議案第 49 号湖西市農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第 49 号 湖西市農業振興地域整備計画の変更について説明をさせていただきます。

11 月上旬に「湖西市ウェブサイト」や「市役所だより」等により農振除外の申出を募り、農振法の適格性の確認や都市計画法、農地法等の他法令の許可の見込を勘案した結果、11 月 15 日の〆切時点で 2 件の申出があり、除外案件 1 件・編入案件 1 件について、審査手続きを開始することとなりました。

農業委員会以外にも、法律で定められております、湖西用水土地改良区及び農協につきましても意見聴取を行い、静岡県との協議など、これから先の手続きを進める上での可否の判断材料の 1 つとしていきたいと考えていますので、皆様の忌憚のない意見をよろしく願いいたします。

それでは、本案件の説明をさせていただきます。

なお、今回の除外案件についてですが、申出者から一体の計画として 2 筆の除外申出がありましたので一括で説明させていただきます。別添補足資料に事業概要、案内図、計画図、現地写真が添付されておりますので、併せてご覧ください。

今回の申出地は [] 及び [] です。 [] の登記地目は田、面積は 821 m²です。 [] の登記地目は畑、面積は 50 m²です。

当該地は [] にかけて [] 土地改良区主体で区画整理の行われた農業構造改善事業（ [] 地区）の施工区域内にある土地です。また [] から [] にかけて静岡県主体で用水路・排水路・農道の整備を実施した県営経営体育成基盤整備事業（ [] ）の施工区域内の土地でもあります。

申出者は、 [] で工具販売業を営む [] さんです。

除外申出地の [] の土地所有者は、 [] に居住の [] さんです。 [] の土地所有者は [] 居住の [] さんです。

除外目的について、[]は事業用の駐車場及び車両通行路、[]は車両通行路です。

申出者は現在、[]を事業所として工具販売業を営んでおり、会社敷地内の駐車場を主に従業員通勤車両及び営業車両で使用していますが、来客や納品車両の来訪が重なり駐車場が不足する時間帯があり、この時には敷地内の空きスペースにまで駐車しているといった現状です。特に、駐車場満杯状態では、中型の納品車両が事務所前に駐車できず荷下ろしで不便している他、通路まで駐車しており駐車場で車両移動ができないといった状態です。また、来季以降には年間1～2名ずつ従業員を採用する計画もあるため、さらに駐車場用地が必要になりました。

申出者は事業所から徒歩400m以内の距離という条件で駐車場用地を探していたところ申出地[]が条件に適しており、申出地の土地所有者に相談を持ちかけたところ土地所有者から了承が得られたとのことです。[]については、計画地入口で通行車両が重なった際の車両待機場として使用する計画であり、現在、[]については、建設省の用悪水路となっていますがこちらについては水路占用を出し、[]と[]の間に橋を架けることで駐車場計画地へ進入する計画となっております。こちらについても土地所有者から了承が得られたとのことです。

以上の経緯から今回の申出に至った。ということです。

市の意見といたしまして、農振法第13条第2項各号に規定する、農振除外に必要な5要件を全て満たすため、除外はやむを得ないと判断いたしました。以下、各号の判断について説明します。

まず、第1号要件について、申出者は事業所周辺に自己所有地を保有しておらず、また、申出地周辺の土地についても検討表が添付されておりますが、現在、農用地として農業に使用している土地や接道の無い土地、すでに事業用地として使用されている土地等であり計画地以外の土地をもって代替できる土地はなく、事業計画も不要不急の目的で行うものではないと判断いたしました。

現在、申出者自宅の[]から申出地[]をまたがる形で車庫が建てられており農地法違反状態となっておりますが、農地転用までに車庫の取り壊し・コンクリート舗装撤去等の農地復元に関する確約書を申出者より提出がありましたので、今回の除外審査手続きを進めさせていただいております。農

地法・都市計画法・建築基準法等の関係法令についても許可見込みがあり、配置計画についても適正な規模であると判断いたしました。

続いて、第2号要件について、申出地の北側・東側・南側は現在農地として利用されておらず、申出地も集団的農用地の辺縁部にあります。また申出地が西側の隣接する農地よりも1段高い立地にあることから農用地の集団性及び農作業の効率化、その他農作業上の効率的な利用に支障はないと考えます。

続いて、第3号要件について、申出地及び周辺土地は認定農業者等の担い手が耕作している土地ではなく、農用地の利用集積への支障はないと判断いたしました。

続いて、第4号要件について、当該地南側には土地改良事業で整備した農業用水配管が通っておりますが、計画について湖西用水土地改良区と事前に協議済みであり、民地内の配管について移設は行わず、配管埋設箇所の上を幅2mほど湖西用水土地改良区が管理地として貸借する予定となっております。駐車場造成時には、駐車場と湖西用水土地改良区管理地との境界線としてL字壁を設置し、また駐車場と管理地との高低差を付けることで湖西用水土地改良区管理地上を駐車場として使用されないように対応いただくことから農業用施設への支障はないと判断いたしました。

最後に、第5号要件について、当該土地の圃場整備事業については、[]に完了しており、線的整備事業については[]に完了しておりますのでいずれも事業完了から8年以上が経過しているため、本要件についても問題なしと判断いたしました。

以上、農振法第13条第2項に規定する5要件を全て満たしていると考えられます。

また、地元農業委員の方にも現地を確認していただいておりますので、ご意見をいただきたいと思います。それでは内山吉朗委員お願いします。

内山会長

現地の方に関しては、時間に余裕がなく、今回私一人で見させていただきました。この土地につきましては、現状畑のようなかたちをしております。今回の申請者[]は元々[]の方に店舗を構えておったんですけども、公共事業の関係で当時代替えとして現在の事務所と駐車場、それから住宅も含めて公共事業絡みで、昔圃場整備をした地区の一区画に移転したと思うんですけども、その当時併せて土盛りをして事務所と駐車場、それから住宅については現在のかたちで使用するよう

になったと、南側の今回の申請地部分だけが取り残されたような状態になっています。私も地元なので以前から話は聞いておったのですが、所有者の内山さんがどうも一部現況のようなかたちで残されて、実際利用のしようがないということで、はっきり申し上げると、地主さんは併せて売りたいかったということであつたようです。事実、今回の申請については法的に問題がなければクリアできるということで、別問題既にお金が動いているということで実質的には売買がされているという風に社長さんから話を聞いております。違法ではないものですからおそらく仮登記がついていると思いますが、そこまでは確認しておりません。除外そのものにつきましては、先ほど事務局からありましたとおり、事業区域の一番南側の端の部落に接したところにありまして、南側の裏面には大きな木が生えております。かなり日陰の状態でなかなか耕作もいいものが出来ないような状況になっております。今回の除外の目的が駐車場ということで、農地から駐車場に変わっても、西側に大きく耕作されている方がいらっしゃいますけれど、こちらに与える影響はないものと思います。それから東側ですね、駐車場の進入路ですね、現状では水路に橋をかけて占用工事をしたうえで渡らなければならないということですが、現状の赤線から入るのには無理があるということで、もう一筆の農地、これも元々畑で現状隣の保育園の方で今まで家庭菜園的な利用をしていて、こちらの代表の方の話を伺ってきましたけれど、保育園側でも今回の内容は承知しているということで、特には異論はないということでございました。あとは土地改良区のパイプラインの関係ですが、こちらにつきましては機能を損なわない対応を詰めていくようになると思うんですが、理解しておるようですので、特段今回農振を除外することについては、地元の農業委員としては問題はないという判断をいたしております。以上です。

事務局

以上で個別案件①について説明を終わります。

では、別添資料〇に審査調書、案内図、現地写真が添付されておりますので、併せてご覧ください。今回の申請地は[REDACTED]です。登記地目は畑です。申請者は、[REDACTED]に居住の[REDACTED]さんです。変更申請地の土地所有者は、[REDACTED]さんです。申請理由ですが、申出地にて果樹経営支援対策事業を活用してみかんの改植を行い、樹園地として整備した後に営農するため申請に至ったものです。

市の意見といたしまして、申出地では区画整理や圃場整備等の面的土地改良事業を行っていなかった為、申出地については農用地区域として設定しておりませんが、申出者が現在申出地周辺農地一体を借用して営農しており、また申出地も農用地区域に隣接している土地でもあること、申出者が今後も意欲的に営農を行うための目的であることから農振法第10条3項第5号の「その他当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地」に該当するものとして、農用地区域へ編入されることに問題なしと判断いたします。

以上で、議案第49号湖西市農業振興地域整備計画の変更についての説明を終わります。

議長（会長） この案件について何かご意見、質問はございますか。

山本委員 少し質問させていただきますが、編入には何のメリットがありますか。

事務局 みかんの木の改植事業を受けるにあたって、こちらが青地の農地でないと補助事業の方を受けられないということで今回は申請をいただいています。

山本委員 助成金もらうために編入してオッケーだったらおりるということですね。

事務局 そうですね。

議長（会長） 他にありますか。

（意見がないか確認）

意見がなければ以上をもって意見聴取を終了し、農業委員会としては意見なしという事でよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、議案第49号につきましては、農業委員会として「意見なし」といたします。

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書 13 ページをご覧ください。

報告事項第 31 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 15 ページをご覧ください。報告事項第 32 号について、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 17、18 ページをご覧ください。報告事項第 33 号について、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 5 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 19、20 ページをご覧ください。報告事項第 34 号について、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出が 7 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議長（会長）

ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

（質疑なし）

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事務局

次回の定例会は、1 月 16 日（月）午後 2 時からで、会場は防災センター 2 階となります。

(その他連絡事項)

議長(会長) 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 12 月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時間 午後 3 時 02 分

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 内山 吉朗

委 員 鈴木 真聡

委 員 太田 達男

